

東京都廃棄物審議会
災害廃棄物処理計画部会
(第5回)
会議録

令和5年8月9日

東京都環境局資源循環推進部

(午前 10時00分 開会)

○堀計画課長 それでは定刻になりましたので、東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画部会の第5回を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本部会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の堀でございます。よろしくお願いいたします。

部会の開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。

本部会はウェブで行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承いただければと思います。

定足数の確認でございます。

本日は5名の委員の方に御出席をいただいております、委員総数、皆様に御参加いただいているということでございまして、東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に規定しております定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、事前にデータで送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

次第の下半分に記載がございますけれども、本日の資料といたしましては、資料の1から3の3点、参考資料については1から3の3点、計6点となっております。不足等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

本審議会につきましては、東京都廃棄物審議会運営要綱第9第1項の規定に基づき、ウェブ上ではございますが公開といたしますので、御承知おきください。

事務局からは以上でございます。

今後の議事の進行につきましては、宮脇部会長にお願いしたいと思います。宮脇部会長、よろしくお願いいたします。

○宮脇部会長 皆様、おはようございます。暑い日々が続いておりますけれども、いかがお過ごしでしょうか。

本日は、非常に重要なところで、最後の仕上げというようなところになりますので、様々細かな点も含めて御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に移りたいと思います。次第に沿ってまいります。

まず初めに、(1)パブリックコメント等の結果についてですが、こちらについて、(2)最終報告(案)についてと関連しておりますので、続けて説明を行っていただいて、その後に併せて議論を行いたいと思います。

それではまず、(1)パブリックコメント等の結果について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 事務局、堀でございます。

パブリックコメント及び意見聴取の結果につきまして、資料1に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、1の概要でございます。

(1)目的等でございますけれども、廃棄物審議会における今後の議論の参考とする

ため、計画等の策定に係る意見公募手続に関する要綱の規定に基づきまして、都民、事業者、団体等から広く意見を募集したものでございます。

また、都内の区市町村や一部事務組合が策定する災害廃棄物処理計画等との整合を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第3項の規定に準拠する形で、関係区市町村及び一部事務組合から意見を聴取するものでございます。

(2) 対象となる文書でございますけれども、5月18日の審議会で取りまとめをいただきました、東京都災害廃棄物処理計画の改定について(中間のまとめ)でございます。

(3) 期間でございますけれども、令和5年5月31日から6月29日まで行いました。

続きまして、2、パブリックコメント等の結果でございます。

(1) 件数でございますけれども、パブリックコメントで寄せられた意見の件数は2件。意見聴取で寄せられた意見の件数は23件。合計で25件となっております。

(2) の意見に対する見解(案)につきましては、別紙1にて御説明を申し上げます。別紙1を御覧ください。

まずパブリックコメントでございますけれども、こちらは2件でございます。

まず1-1でございますけれども、業界団体から寄せられた意見でございます。第2章第3節の応急対策期に関する意見などとなっております。

いただいた御意見でございますけれども、区市町村が、応急対策期や災害復旧・復興期に取り組むべき主な事項に、災害廃棄物の処理業者への委託費を、月毎の支払いとすることを追記されたいということでございます。

こちらに関しましては、かなり個別具体の御意見ということでございますので、御意見として承るといような回答にしたいと存じます。

続いて、番号1-2は、個人の方からいただいた御意見でございます。

こちらは全般に対する御意見でございます。震度6の場合、旧耐震基準の建物の倒壊・出火が多かったとなっているので、先に避難することや、退蔵品などの不要物の片付けなどを行っておく。水害の場合、水害を見据えて、ダムの設置や安全なところへの移住などを検討する。また、太陽光パネルが処理困難物等になるのであれば、家屋ではなく、専用用地に設置するといった御意見でございます。

前段の退蔵品につきましては、平時から処分を促す旨を記載しているところでございます。後段につきましては、本計画の範疇を超えているというふうに認識しております。御趣旨については御意見として承りますというように対応にしたいと存じます。

続きまして、区市町村等からの意見聴取でございます。

2-1から2-4に関しましては、地方公共団体から寄せられた意見でございますけれども、これらにつきましては、いずれも水害等の災害廃棄物発生量の推計式に関するものでございます。

前回の部会で御議論いただいた後に、国、環境省のほうから、新たな対策指針が示されたということで、そちらを踏まえた形にすべきではないかという御意見でございます。

こちらについては、私どもとしましても、環境省の指針に基づくような推計式に改め

たいというような認識でございます。したがって、対応案としましては、御趣旨を踏まえ修正しましたというような回答にしております。

続いて、2-5に関してでございますけれども、こちらの意見でございますが、一部事務組合の役割として、「処理の委託を受ける」ではなく、「処理を行う」という表現が適切ではないかというような御意見でございます。

こちらについては、災害廃棄物処理におきましては、一部事務組合を組織している自治体では、一部事務組合と災害廃棄物処理の契約を結んで処理を進めていくのが一般的であるというような認識でございます。

続きまして、番号の2-6、2-7、それから、次ページになりますけれども2-13、16、17、19、20、21でございます。これらについては、いずれも仮置場のためのオープンスペースの確保に関する記載でございます。

こちらについては、東京都としましても、そういった課題があるという認識は持っているところではございますけれども、実際災害が起こって、被害の状況等に応じて、ある程度柔軟な対応が必要になるというような考えを持っておりまして、御指摘については、今後、マニュアル策定時などの具体策の検討の際に参考とさせていただきますというような対応にさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、2-8でございます。こちらから、9、10、11に関しましては、処理フローに関する御指摘、御意見でございます。

こちらについては、後ほど本編のほうでも御確認をいただければと思いますけれども、一部詳細な説明等を加えさせていただいているところでございます。

続きまして、次のページにお進みをいただきまして、2-12でございます。こちらに関しましては、特別区が定めているガイドラインとの整合性に関する御意見でございます。

特別区のガイドラインに関しましては、平成27年3月に定められたものでございまして、これ以降、国、環境省の災害廃棄物の対策指針の改定ですとか、再廃棄物処理法の改正等におきましても、災害廃棄物処理計画の策定があったということで、こちらとの整合を図っていく必要があるというふうな認識を持ってございます。特別区がガイドラインの見直しを図る場合には、都としても協力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、2-14でございます。こちらについては、表の中で、発災前に水害時の推計に活用できる情報、被害棟数の推計方法として「土地利用現況調査と洪水浸水想定区域図等の重ね合わせにより推計」ということがあるけれども、水害時の建物被害を推計できる具体的な推計式等を計画に示していただきたいというような御意見でございます。

こちらについては、水害の推計式、推計についてはまだ定まった方法がないという認識でございまして、ちょっと混乱を招く表現だったということで、削除させていただいているところでございます。

続きまして、2-15でございます。こちらは片付けごみ等の収集運搬に関しまして、車両等が不足する場合の支援要請についてでございます。

ここで御意見としては、委託業者、許可業者、産廃業者の順に支援の要請を行うと書

いてあるけれども、順に行う必要性はないのではないかというものでございます。

こちらに関しましては、区市町村であらかじめ取り決めがないとしますと、発災時に同時に要請するようなことで混乱が生じることも予期されるため、土地勘のある利用者から支援を要請するなどという観点から記載を整理してございます。後ほど本編のほうでも御覧いただければと存じます。

続いて、二つ飛びまして、2-18でございます。民間事業者との連携のところで、区市町村、特別区、東京都で、それぞれ民間事業者団体等と協定を締結しているのであれば、それぞれの協定の位置づけや優先順位を整理する必要があるというような御意見でございます。

こちらに関しましては、区市町村が協定を締結している場合には、そちらのほう地域の実情に応じた内容となっていると考えられますので、個別協定を優先して活用していただくものではなかろうかというふうな認識でございます。都の協定を活用する場合には、都としても積極的に協力をしてまいります。

その他、細かな修正等がございますけれども、基本的には対応させていただくというような対応でございます。

御説明は以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。それでは、先ほど申し上げましたけれども、続けて、関連のある(2)最終報告(案)についてということで、修正点等も含めて御紹介いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○堀計画課長 資料の2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、ページ番号につきましては、ページの下に印字されている番号で御案内をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、3ページから4ページにかけて、表1がございまして、こちらでは、災害種類別の災害廃棄物の特徴ということを示させていただきました。

この中で水害のところなんですけれども、こちらで4ページまでお進みをいただきまして、先日の審議会の際に、森本会長のほうから、広島の際には、泥を処理するのが非常に大変だったので、それについても記載してほしいという御指摘がございましたので、この欄に、家屋内を片付ける際などに、泥を土嚢袋に入れて排出する場合がありますといった記述を追記させていただいているところでございます。

続いて、6ページ、こちらは細かな点になりますけれども、赤囲みの中に、避難施設の後ろに「等」という文字を加えさせていただいております。こちらは避難施設のほかに避難場所もあるということからの修正でございます。

続いて9ページでございます。

こちらが地震の災害廃棄物発生量でございます。こちら、赤字にはなっておりますけれども、記載場所を少し変更しているという観点からの修正でございますけれども、内容については変更ございません。

続いて、11ページから12ページにかけてでございます。

こちらが、国が公表しました水害に関する災害廃棄物発生量の推計式について、基本的には国の考え方に基づいて改めたというものでございます。

続いてでございますけれども、13ページでございます。

こちらの(2)に、一部事務組合の役割ということで、一部修正をさせていただいております。家庭ごみの性状と同様の片付けごみや、あらかじめ区市町村と受入条件の取り決めをした災害廃棄物等について、災害時においても、区市町村と連携を図りながら、災害廃棄物の処理に協力していくというような表現に改めております。

続きまして、18ページでございます。

こちらは処理フローに関するものでございます。御意見として御指摘がございまして、まず、片付けごみ、解体廃棄物等の処理フローについては、基本的には各自治体が地域特性等に応じて適切なフローを整理するというところを、一文追加させていただいているところでございます。

また、これまで標準フローという書き方をしておりましたけれども、自治体の混乱を若干招いている部分もございまして、処理フロー例というような形に改めております。

次ページでございますけれども、こちらで家電4品目に関して、可能な限り分別を行い、家電リサイクル法に基づく再資源化を徹底するといったことですか、処理困難物についての記載を追加したりですか、あと、廃自動車に関する記載についても追記をしております。

続きまして、少し飛びまして、30ページでございます。

右上の図9として、災害廃棄物を合同で処理するための組織体制の例というところがございますけれども、こちらにつきまして、オブザーバーとしての参加を、これまで東京都と、あと協定締結先ということで書いてございましたけれども、場合によっては許可業者等も事前に加わっていたほうが良いという場合もございまして、民間事業者も追記をしているところでございます。

続きまして、34ページでございます。

表の11でございます。先ほど区市町村からいただいた御意見の中で、混乱を招くため削除しましたというのがこちらでございまして、発災前の水害時の推計に活用できる情報を、ブランクと改めてございます。

続きまして、38ページでございます。

まず上の(1)中段から下段にかけてのところ、避難所・避難場所という、避難場所というフレーズを追加してございます。また、片付けごみ等の収集運搬のところ、先ほども申しました、土地勘のある事業者という観点なども考慮しながらということで、事業者を決定するというような表現に改めております。

そのパラグラフの下、後半について、一部記載を追記してございます。

続いて、また少し飛びまして、57ページでございます。

2の連携体制の整備というところがございますけれども、都と民間事業者団体が締結した協定の活用が必要な際には、各主体の連携に向けた調整を行うというふうに追記をしております。こちらは都の役割について追記をしたというものでございます。

御説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宮脇部会長 説明どうもありがとうございました。ただいま、1のパブリックコメント等の結果ということで、2件のパブコメがあったということと、それから、区市町村

及び一部事務組合からの御意見が多数出ていたというようなことでございます。それについての修正点、それから、回答の案ということも御紹介ございました。

それでは、ただいまの内容につきまして、質問、また御意見などございますでしょうか。いかがでしょうか。ほぼ完成の域に達しているということで、あまりないかもしれませんが。

多島委員、よろしくお願ひいたします。

○多島委員 御説明ありがとうございました。発生量推計のところですか。7ページのところからで、ちょっと書き方の構成について再確認ですけれども、これは(1)と(2)というのは、想定災害における発生量推計値を都として示している部分であって、それとは別に(3)の発生量推計式というのは、これに基づいて、区市町村において発災後の推計を行っていただきたいという趣旨での整理になっているのでしょうか。

○宮脇部会長 よろしいでしょうか。御回答よろしくお願ひします。

○堀計画課長 大変失礼いたしました。

まず、発災前につきましては、東京都の地域防災計画でも数値が示されておりますので、その数値をお示ししたものでございまして、(3)のところに関しましては、実際の災害後に区市町村で整備をしていただくというような考えで示しているものでございます。

○多島委員 はい、分かりました。まず一つは、その関係でいうと、今回新しい推計方法についての記載が増えたことで、(1)(2)の意味がもう少し明確になるように、見出しを変えるだけでもいいと思うんですけれども、(1)というのはあくまで想定地震における、都として示している発生量推計値なり被害想定であって、(2)は、発生量の推計値は示されていないですかね。被害想定なのかな。想定災害における、想定水害における被害推計になるんですかね。ちょっと(2)も、何かそういう意味ではやや中途半端な情報ではあるかなという感じというふうに見えてしまいますけれども。それを踏まえて、推計の方法としては(3)はあくまで参照してくださいということ、もう少し分かるような見出しにしておいたほうが、今、現状、(1)でも(3)でも推計の式が書いてあって、ちょっと混乱しないように、できるだけ丁寧にそこは表現されたほうがいいかなと思います。

今の御説明を踏まえると、区市町村の計画を策定する、処理計画を策定する際には、今後改定するタイミングで、この(3)の推計式を用いた発生量推計値に変えていただくという、そういう理解になりますでしょうか。

○堀計画課長 (1)に関しましては、都の公式など申しますか。発生量推計値ということでお出しをしているものでございまして、最終的には区市町村の御判断にもよるとは思いますけれども、それぞれで計算をした上でお示しをいただくものなのかなというふうに考えてございます。

○多島委員 はい、分かりました。この改定された計画を区市町村に展開される中でも、その辺りを、都の計画改定を踏まえた対応について、考え方をお示しただけかというのかなと思いました。

以上です。

○宮脇部会長 多島委員、ありがとうございました。

それでは、そのほかいかがでしょうか。岡山委員、よろしくお願いいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。もう本当にほぼ完成していると思うんですけども、パブコメの2-5に伴って、13ページの一部事務組合の役割なんですけれども、結局、委託というのは外しております。災害廃棄物、発生する全ての災害廃棄物について、取り決めをしたものについて、一部事務組合は災害廃棄物処理に協力していきましようということが書かれているわけですね。

6ページには、対象とする災害廃棄物ということで、赤く囲ったところには、例えば避難所のごみなども含まれているんですけども、この13ページのところは、最後のところの、片付けごみや解体廃棄物等の「等」の中にそれが含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○堀計画課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○岡山委員 はい。若干気になるのは、一部事務組合は、多分多摩地区はたくさんあるんですけども、取り決めをしたその災害廃棄物等についてといったときに、取り決めをしていなかった場合というのはどうなのかなというのが若干気になりました。

○堀計画課長 基本的には、私ども、今回、合同処理本部というのをつくって、事前に取り決めをしていただきたいというところで考えてはおるんですけども、やむを得ず取り決めが間に合わなかった場合には、その場その場で御判断をいただくしかないのかなというふうに思います。

○岡山委員 はい、分かりました。事前のところに、そういった取り決めをしておくみたいなものがあればいいんですが、何かありましたよね。取り決め条項、初動期が36ページで、発災前か。何か特段書いていないのかしら。

発災した後だとかこういうことを決めているのは多分遅いと思うので、若干、そこだけ気になったところです。

以上です。

○堀計画課長 ありがとうございます。

○岡山委員 ありました、平常時から取り組み、30ページですね。一部事務組合が、マニュアルの整備とかBCPの作成になっているのですが、災害廃棄物処理支援というところの項目があるので、災害廃棄物処理支援に係る取り決めとか何か書いておいたらいいんじゃないですかね。でも自治体等に対する処理支援と書いてあるので、この中に内包されると考えていいですかね。

○堀計画課長 そうですね、はい。そのとおりでと思います。

○岡山委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○宮脇部会長 岡山委員、ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。それでは森委員、よろしくお願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。18ページのフロー図のところなんですけれども、やっぱりこのフロー図はすごく目立つので、パブリックコメントでもたくさん意見が入ってきているので、これはあくまでも例ですよということを書いたほうがいいんじゃないですかというふうに私のほうから申し上げて、かなり今回しつこく例だということを、かなり強調して書いていただいたので、これで各自治体に応じてアレンジして

くださいよという趣旨は非常によく伝わったかなと思います。

ちょっと確認なんですけれども、下の片付けごみの処理フロー例と書いている上に、処理が完了しない場合は云々と書いてあるのは、これは、すみません、何かパブリックコメントからの反映だったんですけど。ちょっとごめんなさい、先ほど説明を私が聞き逃したのかもしれないんですが、何かわざわざここに1文、この二次仮置場に移しなさいよと書いているのは、何かパブリックコメントにあったんですけど。

- 堀計画課長 こちらについては、もともと中間のまとめの際には上の本文に書いてあったんですけども、それを下に移したというものでございます。
- 森委員 その趣旨は。ここだけ何でここに1文あるのかなというのが、若干不自然な気がしたので。
- 宮脇部会長 これは本文の最後についていたんですけど。
- 堀計画課長 そうですね。1の本文の最後についていたんですけども、ちょっと文言を整理した関係で、下のほうが分かりよいかないということで、ちょっと移させていただいております。
- 森委員 なるほど、分かりました。これ、もう一つ上の行の、米印の注意書きと並んで、フロー図を見るときの注意書きですよという趣旨で下に書いている。
- 堀計画課長 そうですね。そのような趣旨でこちらに移しているものでございます。
- 森委員 なるほど。はい、分かりました。例えば、あくまでこのフロー図に対するただし書ですよというのがもう少し分かるように、この下の文も、例えば米をつけるとかすると、何かちょっとここだけ本文が漏れ出ちゃったみたいな感じも、読んでいてちょっと、ここをどう解釈すればいいのかなと思う方もいると思うので。
- 堀計画課長 はい、失礼しました。
- 森委員 はい、以上です。
- 堀計画課長 ありがとうございます。
- 宮脇部会長 ありがとうございます。場合によっては何か留意事項に入れ込んでしまうという手もあるかなとちょっと思いましたけど、お任せします。大丈夫です。
- 堀計画課長 承知しました。
- 宮脇部会長 すみません。

そのほか、いかがでしょうか。区市町村及び一部事務組合からもかなりたくさん意見が来ていて、計算式は国に合わせていただいて……。

すみません、岡山委員、どうぞ。

- 岡山委員 今このフロー図をじっと見ていて、結局のところ処理困難物のところに、危険物についてはやっぱり入れないことにしたんでしょうか。

つまり、上のほうには一応有害ごみがあって、その中で小型家電などが入っているんですけども、処理困難物の中には、恐らく普通の自治体の中で危険物としてカテゴライズされているものが含まれるのかなと思って。処理困難物というのはそもそも何なのかというのが、この中で割と具体的に分からないんですよ。なので、例示があったほうがいいのかと思って、以前も少し意見をさせていただきましたが、いかがでしょうか。消火器とか、灯油とか、いろいろ出てきますよね。

- 堀計画課長 失礼いたしました。処理困難物については、81ページに例示をさせてい

ただいておりますので、この表中に、詳細は81ページに書いていますというようなのが分かるように明示をさせていただきたいと思います。

○岡山委員 そうですね。ちょっと何かダイレクションを与えておいていただけるといいかもしれない。ありがとうございます。

以上です。

○堀計画課長 ありがとうございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。一旦よさそうでしょうか。まだありますね。細かなところがあれば。

ありがとうございます。高田委員お願いいたします。

○高田委員 はい。私、もうほとんど確かに完成の域というか、ちょっと細かいところまで、時間がなくて、いっぱい読めていないんであれなんですけれども、おおむねはこれでいいんじゃないかと思います。

それで、多島委員が先ほど御確認をされた部分で、この記述がおかしいとかそういう意見ではないんですけれども、発生量推計のところは、少し国の新しい推計方法が出たということで、書き直されている部分があるんですけれども、ここはうまく理解していただけるようにする、やはり努力が必要なんじゃないかなというふうに感じております。なので、基本的にこの計画の書きぶり自体をどうこうという話ではなくて、これは若干今までよりは、発生量推計とかの方法は、国のほうも数値化するために、若干複雑というか、そういう形の指針になっていますので、少なくともそれを、発生量推計をする立場の区市町村さんが、そのときに迷ったり、いわゆる誤った何か解釈の仕方をしないように、その辺りのところは、今後、都のほうとして、この計画で取っている意味はこういうことですよと。計画を立てる段階では、こういうことに留意してこの発生量推計式を使ってください。もし災害が起きたときには、こういうことに留意して、こういうやり方で発生量推計をするべきですよというようなことを、研修なり、その会議なりのところで、理解を高めつつ、高めるといって、そういうような努力をしていただくという必要があるのかなと。いきなりポンと新しい改定計画に、国の新しい資金を入れ込んでやって、これは一体どうしたらいいんだろうみたいな話にならないように、そこのところのうまく手助けをしていただけたらなということ、この内容を見ながら感じました。

以上です。

○堀計画課長 ありがとうございます。私どもも、この推計式について、非常に難解だなというふうな認識を持っているところでございます。

私どもの区市町村の職員を対象とした災害関連の勉強会のようなものを毎年実施しております。今年度以降、こちらの推計、実際の推定のやり方なんか、その勉強会の中で盛り込んでまいりたいというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

○高田委員 はい、よろしくお願いいたします。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。大変ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

これ、すみません。今の推定式を変えた辺りなんですけど、パブコメで御指摘あったとおりで、これをもし出されて気がつかない、気がつかないという大変なんですけど、中間のパブコメ前とそれ以降で、修正点というのほどこかに明示されるんですけど、何か中間まとめの段階というか、パブコメ前の部分を見て、東京都の方針はこの方針なんだというふうな感じで思われていて、実際出てきたその最終的な計画が、式が変わっていたときに気がつかないとかという自治体さんが、要するに先行してですね、もうパブコメ前の資料を見ながら準備を始めちゃって、後で出てきたら、あれ、何か式が変わっているというふうに気がつかないとか、そういうことはないですかね。

○堀計画課長 パブリックコメントの結果につきましては、都としても公表させていただく予定でございますし、また、次回の審議会の親会のほうでも、修正した箇所が分かるような表示にしていきたいと思いますというふうに考えてございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。国の最新のものに合わせていますというようなことが分ければいいのかなと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。大体よい感じでしょうか。ありがとうございます。

もし大体問題がないということございまして、あと見ていただいて何か、ほぼないと思うんですけど、誤字とか、微妙なこの文章のつながりとかで、何か気になる点とかがあれば、近々であれば事務局のほうで対応できると思いますので、東京都のほうにきちんとお伝えいただくという方向でしたいと思います。ありがとうございます。

もしないようでしたら、今後のスケジュールについてに入りたいと思います。

それでは続いて、3、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○堀計画課長 事務局、堀でございます。

本日が第5回の計画部会でございます。この後、9月中旬を目途に第29回の廃棄物審議会を開催いたしまして、そこで最終答申を頂戴したいというふうに考えてございます。それを受けまして、9月の下旬には新計画を策定するという流れで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○宮脇部会長 ただいま、スケジュールについて御紹介いただきました。今回で第5回ということで、部会としては最終回になるかと思いますが、このスケジュールについて、何か質問、また御意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次第で、4、その他となっておりますけれども、全体を通しまして、御意見等がございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

はい、岡山委員、よろしく願いいたします。

○岡山委員 すみません、さっきの最後の意見をというところで手を挙げそびれてしまったので、ちょっと戻ってもいいですか。

○宮脇部会長 どうぞ。よろしく願いいたします。

○岡山委員 すみません。気にし過ぎなのかもしれないんですけど、38ページの、片付けごみの収集・運搬なんですけど、ここの書きぶりですと、片付けごみの収集・運搬も、基本的には行政が委託を受けた業者でないといけないようにも、何かちょっとひねく

れているのかもしれないですけど、読めてしまうんです。

しかしながら、これはちょっと、特に最後のパラグラフの「なお」のところなんですけど、集積所から仮置場の収運と、それから、要するに一般家庭からの戸別収集であったとしてもなんですけど、被災地から仮置場での収運というのは、基本的にはボランティアが自分の車、あるいは被災者が自分の車で運ぶことも多々ありますので、もちろんこの間の秋田市の水害のように、ここを行政収集にすぐ切り替えるということもあります。が、仮置場から処理先というのは、基本的には業者の車が入るんですけど、一連のところでは全部委託された業者にするというところではないと思うので、何か少し書きぶりに留意が必要かなというふうに、少し気になりました。それだけです。

でも、実際には行政車両がちゃんと入ったほうがいいと思うので、これ自体は悪いわけではないですね。多分、集積所、あるいは各戸から、各被災した家屋から仮置場までのプロセスというのは、必ずしも委託を受けた車両でいなくてもいいですよということが一般的なので、実際のところは。

- 宮脇部会長 ありがとうございます。ちょっと表現が難しいかもしれない。
- 岡山委員 そうですね、ごめんなさい。
- 宮脇部会長 あまりここにはっきりと、市民の方からどんどん持ち込んでみたい雰囲気の入っちゃうと。
- 岡山委員 ただ、ここは本当に行政車両しか入れないというふうに勘違いされてもちょっと困るのかなとは思いますが。
- 宮脇部会長 もしも可能であれば少し考えていただくというところですね。すみません、ありがとうございます。
- 堀計画課長 はい、ありがとうございます。例えばなんですけれども、この「なお」の後ろに「原則として」とかそういうのを加えると。
- 岡山委員 そうですね、これは多分、集積所から仮置場、仮置場から処理先というのが一連で書かれちゃっているから少し混乱するんじゃないかなというふうには思います。そこのプロセスのところも、今回、例えば18ページとかにフロー図が書かれているので、ここのフロー図のところ、18ページにおけるところの被災現場から一次仮置場の収運と、それから、一次仮置場から処理先の収運のところの二つのプロセスがあるじゃないですか。その収運をまとめて何か委託業者にしてしまうのはちょっと無理があるのかなと、それだけの話ですね。

各市区町村が、簡単に言うと、現場から仮置場までの収運も全部自分で委託して、業者に収運させるように準備しなさいというふうに、この最後のところが読めるので、これは多分、ほぼそんなことはないと思います。

- 堀計画課長 ちょっとここは、もう少し表現を、こちらでももう一回考えさせていただければと思います。
- 岡山委員 すみません。お願いします。
- 宮脇部会長 どうもありがとうございます。

すみません、多島委員、よろしくお願ひいたします。

- 多島委員 はい、ありがとうございます。今回の計画改定においては、なかなか水害の被害想定のところ、明確に出すのが難しい、今存在しないという中での、書ける範

圏での改定になっているかと思えますけれども、この点は、今後、都としては、想定水害における被害想定というのは、どういう形で出していかれる予定があるのか。パブリックコメントの中でも、たしか被害想定をどうやって出すんですかという質問があって、それについては記載を削除しますということで修正されていると思えますけれども、もし今後の想定で何かお話しいただけることがあれば、伺えればと思えます。

○堀計画課長 都として、被害想定につきましては、基本的には防災の部署で出すことになってございまして、今時点で水害の被害想定を出す、どのタイミングで出すというのは、ちょっと決まっていないということで、検討課題になっているというふうに承知をしているところでございます。今段階、ちょっといつ頃出るというふうには、ちょっと申し上げられない状況でございます。

○多島委員 ありがとうございます。ハザードマップの作成状況というのはお分かりでしょうか。都内における。

○堀計画課長 都としまして、建設部局のほうで、大きな河川についてはお示しをしているところでございまして、その後、各自治体のほうで、詳細について御検討いただくものというふうに認識をしているところでございます。

○多島委員 分かりました。何かすみません、お答えいただきにくい質問をしちゃって。これは改定したときに、やはり一つのリアクションを、大きいところはやっぱり発生量推計のところだろうと思えますし、各区市町村においても、水害への対応の記載を充実させていこうというのは、東京都だけではなくて、全国的にそういう問題意識を持って改定を進められているところがありますので、そのときに、この発生量推計のところ、皆さん、どうしたものかなど。少し詰まりそうだなということと、それに対して、何か都として、何か助言できるようなことがあればいいかなど。当面は、例えば水害については、発生量推計のところは、そういったハザードマップをベースとした被害棟数の見積もりをしていくという考え方ですとか、そういったハザードマップがない場合には、もうそれができるのを待っていてはなかなか改定が進まないの、一旦想定水害における発生量推計というのは飛ばしつつ、一般的な配慮事項について整理していくとか、発災後のこういった発生量推計の方式についてはきちんと整理しておくですとか、そういった形で、この計画改定後の水害への対応、水害に対応した形での区市町村での改定に対しても、何か都のほうで御助言いただけるといいかなど思って発言しました。

以上です。

○堀計画課長 ありがとうございます。関係部署ともちょっと連携しながら進めてまいればというふうに考えてございます。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。正式な計画が出ますと、都内の各区市町村が計画を見ながら、次の改定と作業に入ってくるのかなというふうに思いますので、また連携を深めていただいてということかと思えます。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

その他、ないようですので、部会としては、本日で終了ということになるかと思えます。御協力どうもありがとうございました。

委員の皆様方から細かなチェックをしっかりといただいて、そのおかげで、いい計

画ができたかなと思いますし、パブリックコメントでも、非常に大きなコメントはそれほどなく、計画の直近で変わった推計式の話とかがありましたし、あとは御要望に近いような話かと思いますので、今後マニュアルとかで策定していただいて、区市町村と調整していただくというようなことかなというふうに感じております。本当にありがとうございました。

それでは、ほかに特に御意見がなければ、本日の議題は全て終了としたいと思います。どうもありがとうございます。

最後に、事務局に進行をお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○堀計画課長 事務局、堀でございます。

本日も活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様から御意見を頂戴いただいた部分もございまして、事務局のほうでも修正をさせていただいて、その上で宮脇部会長に御相談をさせていただければというふうに存じます。

修正した中間まとめにつきまして、9月中旬の総会に御提出できればと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、資源循環推進部長の志村より、一言申し上げます。

○志村資源循環推進部長 資源循環推進部長の志村でございます。

今回の改定に当たりまして、部会5回に加えまして、拡大部会も含めると7回、長きにわたりまして委員の皆様への御指導をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の計画、今の時点で最新のしっかりしたものができたのかなと思っております。ありがとうございます。

ただ、先ほどの推計式の話もありますし、今年に入ってから、九州、それから東北、秋田と、大きな水害が発生し、その対応も今までとは違うパターンが取られているというようなこともありまして、この計画が完成したからそれで終わり、災害廃棄物の処理はきちんとできるということではなくて、これからこの計画に基づいて、各自治体、それから関係事業者さんと、実際に発生したときにどうするかという取り決めをやっていかなければいけないということ。それから、新しい事態、新しい対応方法というのも、常に取り入れながらやっていかなければいけない部分もございますので、また今後も、先生方のアドバイス等をいただく場面もあるかと思っております。

今回、計画策定、一旦終了しましたがけれども、引き続き東京都の災害廃棄物対策に御協力いただければ幸いです。本当にありがとうございました。

○堀計画課長 それでは、これもちまして、第5回災害廃棄物処理計画部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

(午前 10時56分 閉会)